

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 都市再生特別措置法施行令の一部改正

第六十三条第一項に規定する認定を申請することができる都市再生整備事業の規模は、〇・五ヘクタールとすること。

(第十二条関係)

第二 附則

この政令は、公布の日から施行すること。